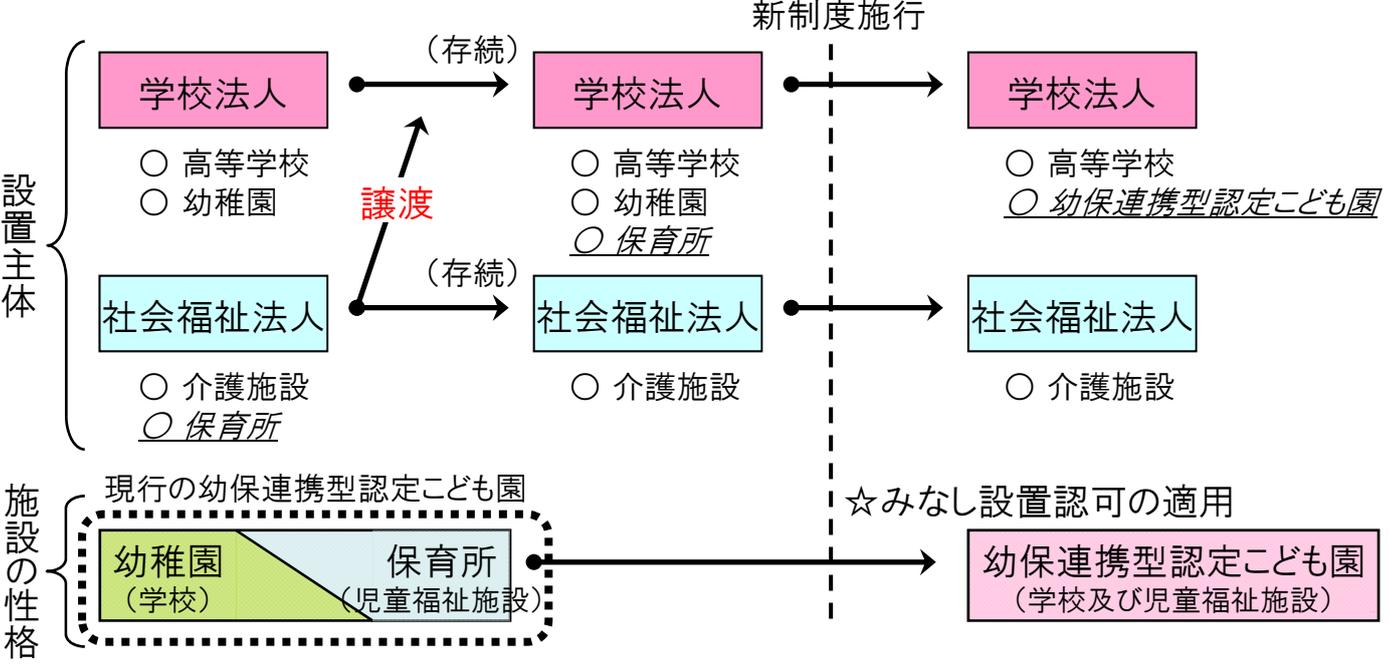


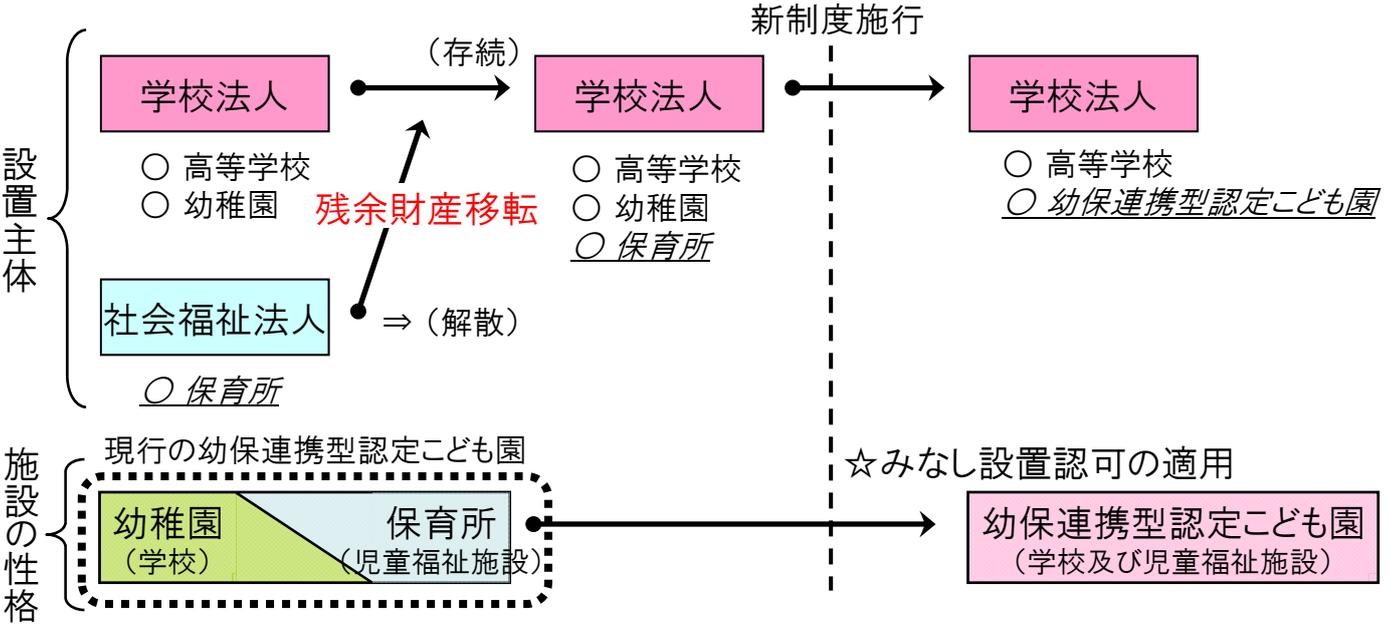
法人間の財産の承継イメージ (学校法人が譲受法人となる場合)

1. 譲渡法人が譲渡施設以外の施設を運営している場合



2. 譲渡法人が譲渡施設のみを運営している場合

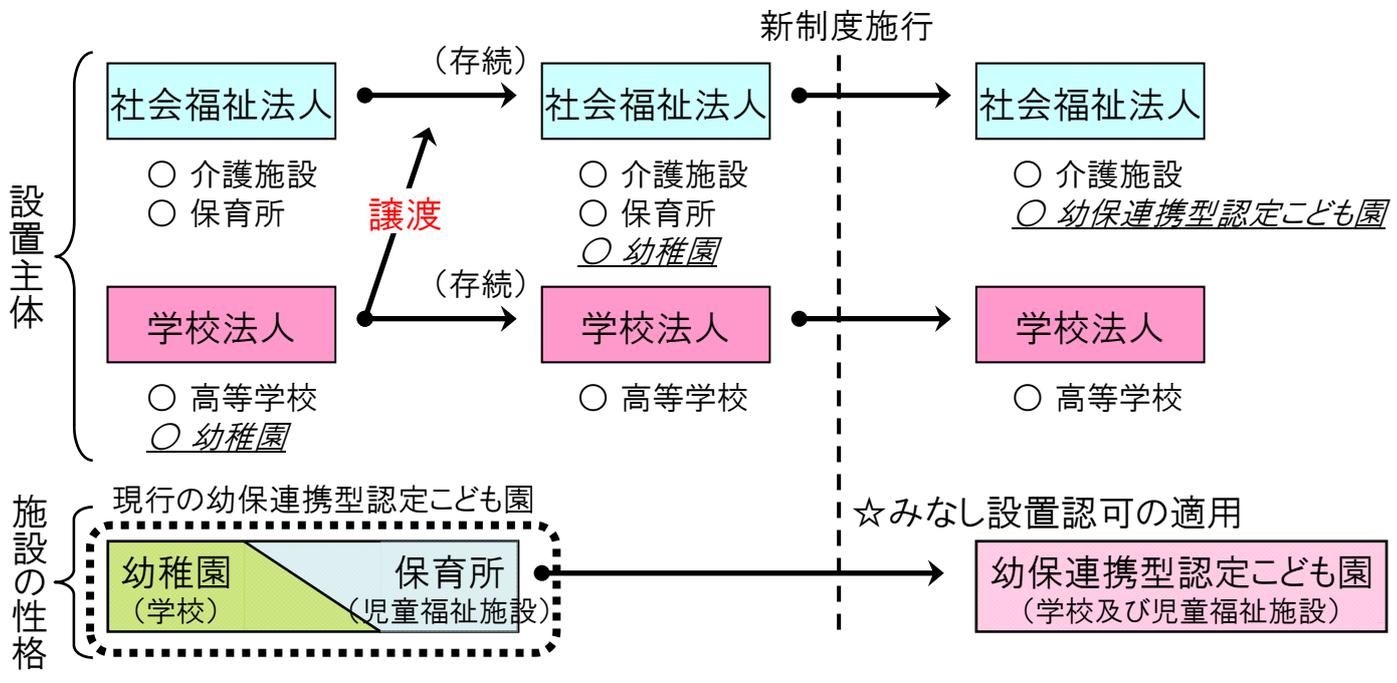
※ 譲渡法人の債務が多い等の事情により、解散に伴う清算手続において譲渡施設に係る基本財産等の現状が維持できない場合、解散前に譲渡することが考えられる。その場合、上記1.と同様。



(注) 上記1・2は、新制度の施行前に譲渡・残余財産移転を行う場合のイメージ。施行と同時に行う場合もある。

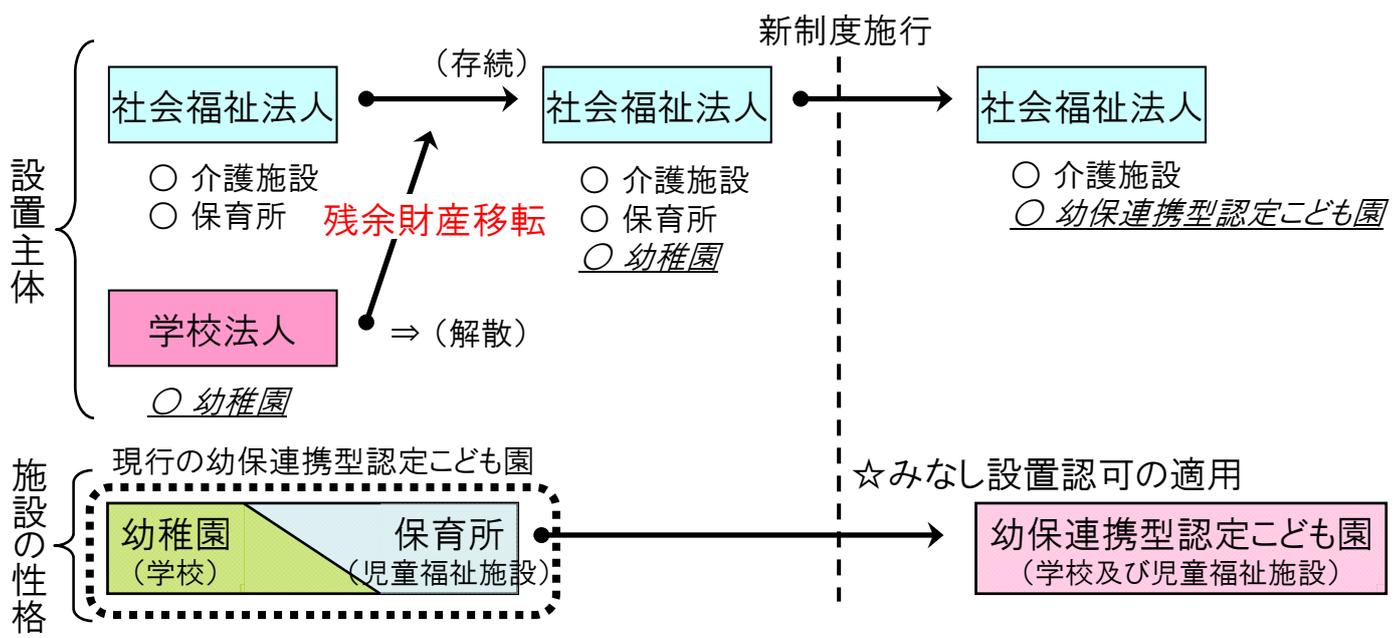
法人間の財産の承継イメージ (社会福祉法人が譲受法人となる場合)

1. 譲渡法人が譲渡施設以外の施設を運営している場合



2. 譲渡法人が譲渡施設のみを運営している場合

※ 譲渡法人の債務が多い等の事情により、解散に伴う清算手続において譲渡施設に係る基本財産等の現状が維持できない場合、解散前に譲渡することが考えられる。その場合、上記1.と同様。



(注) 上記1・2は、新制度の施行前に譲渡・残余財産移転を行う場合のイメージ。施行と同時に行う場合もある。